

国民健康保険一部負担金の減免制度

国民健康保険一部負担金の減免制度とは、災害や失業などの「特別な事由」によつて収入が減少し、保険医療機関など（病院や薬局）で医療費の支払いが困難となった世帯に対し、申請により一定期間（原則3カ月）医療費のうち本人支払い分（一部負担金）を減免・免除・徴収猶予される制度です。

■対象となる世帯

国民健康保険の被保険者で、次のいずれかに該当したことから、その生活が一時的に著しく困窮し、一部負担金の支払いが困難である世帯

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡若しくは身体障がい者となった場合、または資産に重大な損害を受けたとき

(2) 干ばつ、冷害、凍霜害などに

よる農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき

(3) 事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき

介護福祉課から税金の申告についてお知らせ

介護福祉課では、平成27年分の確定申告に使用できる3種類の証明書（下図表）が発行できます。申請は随時受け付けています。ただし、申告をする方の所得の状況、要介護認定の状況などにより、すべての方が対象となるわけではありませんのでご了承ください。

※平成27年に転入した方または特別養護老人ホームなどの施設（住所地特例施設）に入所して

(4) 1〜3に掲げる事由に類する状況のとき

※減免などは、申請をすれば必ず受けられるものではありません。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58-2111（内線1182）

善意の寄附をいただきました

【糸賀孝之様より】

糸賀孝之様より、安心して暮らせるまちづくりに役立ててほしいと、10万円が寄附されました。糸賀様におかれましては、亡き奥様（テイチク

レコード専属民謡歌手・小笠原久子氏）の3回目の年命日にあたり、生前、社会福祉活動に一生懸命であったという奥様の遺志をついでご寄附いただきました。

いる方は手続きが異なる場合がありますので、お問い合わせください。

【手続きの流れ】

▼申請：介護福祉課窓口で、申請に必要な事項を所定の用紙に記入していただきます。

▼結果：申請いただいた内容をもとに、それぞれ必要な事項を確認し、結果を後日郵送でお知らせします。なお、介護保険料納付済証明書につきましては、窓口にて即時交付します。

【問い合わせ】

○申請・認定について：介護福祉課
○税控除・税申告について：税務課

58 問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎ 2111（内線1173）

証明書名	対象となる税控除	対象者	申請期限	確認する内容	持参品・手数料
障害者控除対象者認定書 ※身体障害者手帳などをお持ちの方は、この認定書は不要です。	・障害者控除 ・特別障害者控除	精神の状況 ①常時介護を要する重度の障がいの状態 ②外出時のみ介護を要する障がいの状態 身体の状況 ①6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきり状態 ②寝たきりの毎日、寝込みがちな状態 ③歩行、起居動作が不自由で、外出困難な状態 ④外出可能であるが、介護を要する状態	・左に該当するかどうかわからない場合は、介護福祉課にお問い合わせください。 ☎58-2111（内線1173）	障がいの程度について、介護認定記録などを確認します。	・印鑑（認印可） ・発行手数料無料
おむつ代に係る医療費控除確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護認定を受けている方	・申告期間中に使用する方は、前もって申請してください。	介護認定に係る主治医意見書の記載内容を確認します。	
介護保険料納付済証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収（納付書）で納めている方 ※特別徴収（年金天引）の方は年金機構からの源泉徴収票を申告時に提出してください。		対象年の1月から12月までの介護保険料の納付記録を確認します。	・身分証明書（保険証など） ・発行手数料無料